

ハローワーク もりおか



令和5年12月 No.603

岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定（産業別）最低賃金」があります。下記の4産業について、最低賃金額が改正され、令和5年12月30日から適用されます。

岩手県特定（産業別）最低賃金（令和5年12月30日発効）

◇鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **949円**

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **925円**

◇電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **917円**

◇自動車小売業

時間額 **945円**

* 「百貨店、総合スーパー」、「各種商品小売業」については、現在の岩手県最低賃金893円が適用されます。

* 次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) ◇「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」

・手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

◇「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」

・手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する者

・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者

※岩手県最低賃金は**令和5年10月4日**から**時間額893円**に改正されています。

◎すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

◎最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。

【お問い合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 019-604-3008

もくじ

- 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます …………… 1
- 年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します！ …………… 2～3
- 「新農業人フェアinいわて」（第2回）を開催します …………… 4
- 最近の求人求職のうごき …………… 4

事業主の皆様へ



年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します!

- 2023年10月から**キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」**が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様の
人手不足の解消へ!パートタイム・有期雇用労働法
キャリアアップ「ハロー」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

〈申請スケジュールの例〉 ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

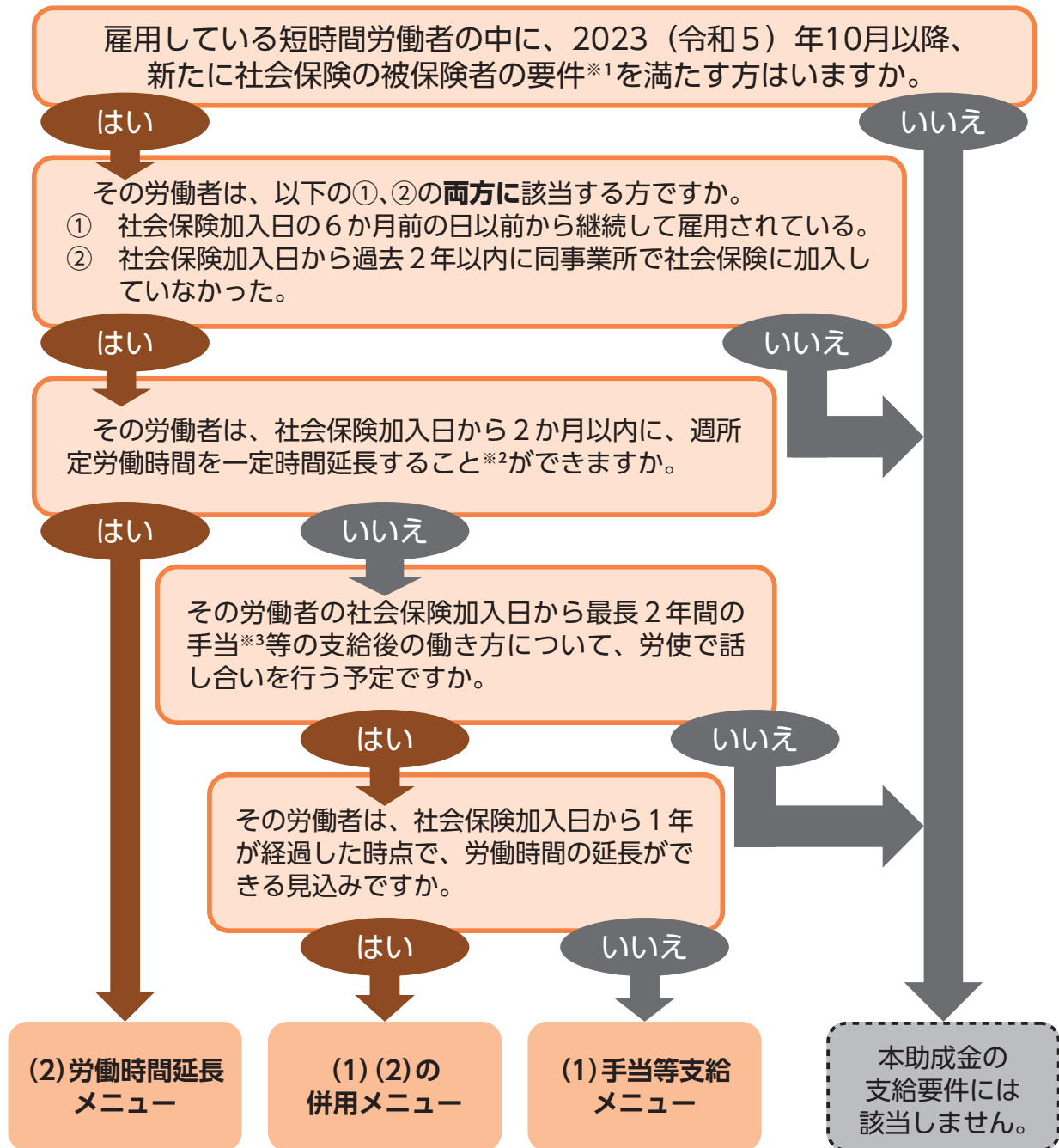
	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険の加入時期	R5 10月	社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★						
	11月		社会保険加入	★	★	★	★	★	★						
	12月			社会保険加入	★	★	★	★	★						
R6 1月				社会保険加入	★	★	★	★	★						
キャリアアップ計画書					令和6年1月31日までに提出(特例期間)										

■ = 第1期支給対象期 ■ = 第2期支給対象期 ★ = 給与・手当の支給

※ 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。

※ 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう!



- ※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、左頁の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045 受付時間平日8:30～18:15
 （土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



厚生労働省公式HP

岩手で夢をかなえよう! 農業を始めたい人の相談会 「新農業人フェアinいわて」(第2回)を開催します

岩手県(岩手県農業経営・就農支援センター)では、岩手県の農業に興味・関心がある方や、岩手県で農業にチャレンジしたい方を対象に、就農に関する情報を提供する県内最大級のイベント「新農業人フェアinいわて」(第2回)を開催します(入場無料、入退場自由です)。

【開催日時】 令和6年1月13日(土) 13:00~16:00 (受付12:30~)

【開催場所】 アイーナ 8階 [会議室804] (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

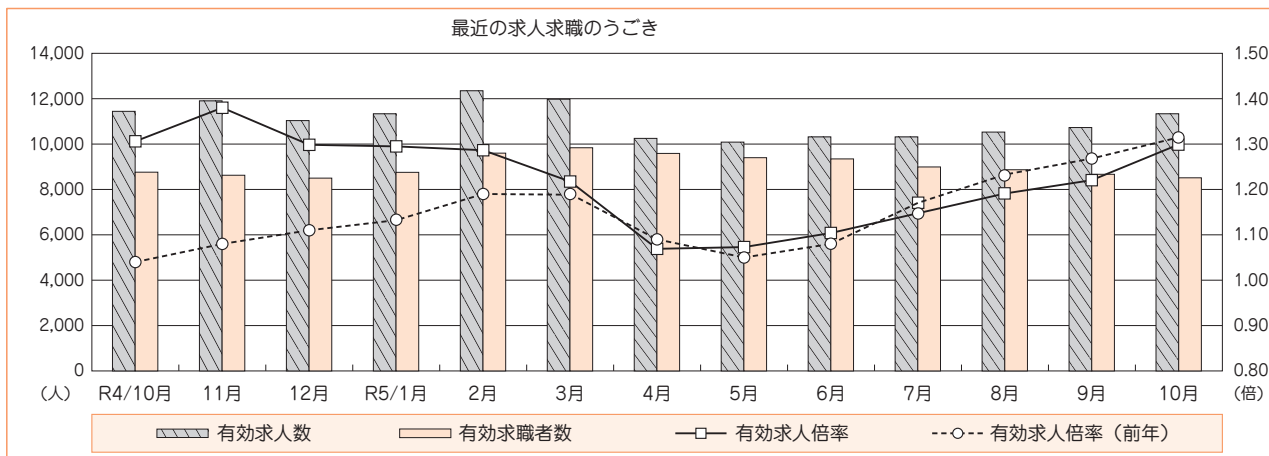
【実施内容】

- ・新規就農セミナー(13:05~13:40)
(就農支援情報の提供、新規就農事例の紹介等)
- ・個別相談会(13:00~16:00)
(求人及び農業研修、就農支援及び相談)

【お問合せ】 岩手県農林水産部農業普及技術課 普及担当
盛岡市内丸10-1 TEL: 019-629-5654



最近の求人求職のうごき



	R4/10月	11月	12月	R5/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年同月比
新規求人数	4,530	4,139	3,549	4,666	4,968	3,766	3,354	3,939	3,706	3,492	4,030	3,813	4,209	▲7.1%
有効求人人数	11,443	11,904	11,035	11,335	12,350	11,977	10,251	10,086	10,323	10,325	10,529	10,720	11,264	▲1.6%
新規求職者数	1,914	1,906	1,742	2,318	2,646	2,279	2,667	2,064	1,893	1,741	1,725	1,773	1,972	3.0%
有効求職者数	8,761	8,626	8,499	8,754	9,600	9,838	9,588	9,400	9,351	9,001	8,868	8,740	8,683	▲0.9%
新規求人倍率	2.37	2.17	2.04	2.01	1.88	1.65	1.26	1.91	1.96	2.01	2.34	2.15	2.13	-0.24p
有効求人倍率	1.31	1.38	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	1.23	1.30	-0.01p
有効求人倍率(前年)	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	1.27	1.31	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>